

当初・変更

工事執行機関 41322 須賀川土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成28年5月2日
工事番号	15-41322-0136	工事名	公共災害復旧工事（河川復旧）	着工	平成28年5月2日
入札執行年月日	平成28年4月25日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成28年9月15日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	滑川筋			予定価格	
工事箇所	須賀川市館ヶ岡字下川原地内			9,455,400	
至					
工事概要	復旧延長	L=22.0m	護岸工	ブロック張工	A=204.0m ²

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002194 (株) 榊原工業	(1) 8,850,000 (3)	(2) (4)	
100002205 (株) 橋本組	(1) 8,780,000 (3)	(2) (4)	
100002213 新道建設(株)	(1) 8,820,000 (3)	(2) (4)	
100002217 只野建設(有)	(1) 8,750,000 (3)	(2) (4)	
100002257 (株) 横山建設	(1) 8,800,000 (3)	(2) (4)	
100002268 松本建設工業(株)	須賀川市 塚田34 (1) 8,700,000 (3)		(2) (4) 9,396,000
100002863 (株) 鈴幸建設	(1) 8,830,000 (3)	(2) (4)	
100003058 (株) あおい	(1) 8,800,000 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回発注する工事は、下記1の公共災害復旧工事である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとした。

記

1 工事概要

(1) 工 事 名	<u>公共災害復旧工事(河川復旧) 15-41322-0136</u>
(2) 路・河川等名	<u>滑川筋</u>
(3) 工事箇所名	<u>須賀川市館ヶ岡字下川原 地内</u>
(4) 工 事 概 要	<u>復旧延長 L=22.0m</u> <u>護岸工(ブロック張工) A=204.0m²</u>

2 随意契約の理由

当該箇所は、平成27年9月9日～11日に発生した台風18号及び豪雨により被災した護岸を復旧する河川災害復旧工事である。

現場は、護岸が崩壊しており、この背後地には水田等が隣接しており、今後の豪雨・出水で被害が拡大する恐れがあるため、早急に工事を実施し、地域住民の安全・安心を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、本工事を随意契約とする。

3 随意契約の相手方及び理由

見積りの相手方を選定した理由は、福島県平成27・28年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登載されている業者の中から、当該工事現場に精通し緊急に対応が可能であるなど、地域性及び施工実績を勘案し、須賀川土木事務所管内の格付等級A又はBの中から8者を選定した。